

③ 弁護士に依頼して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

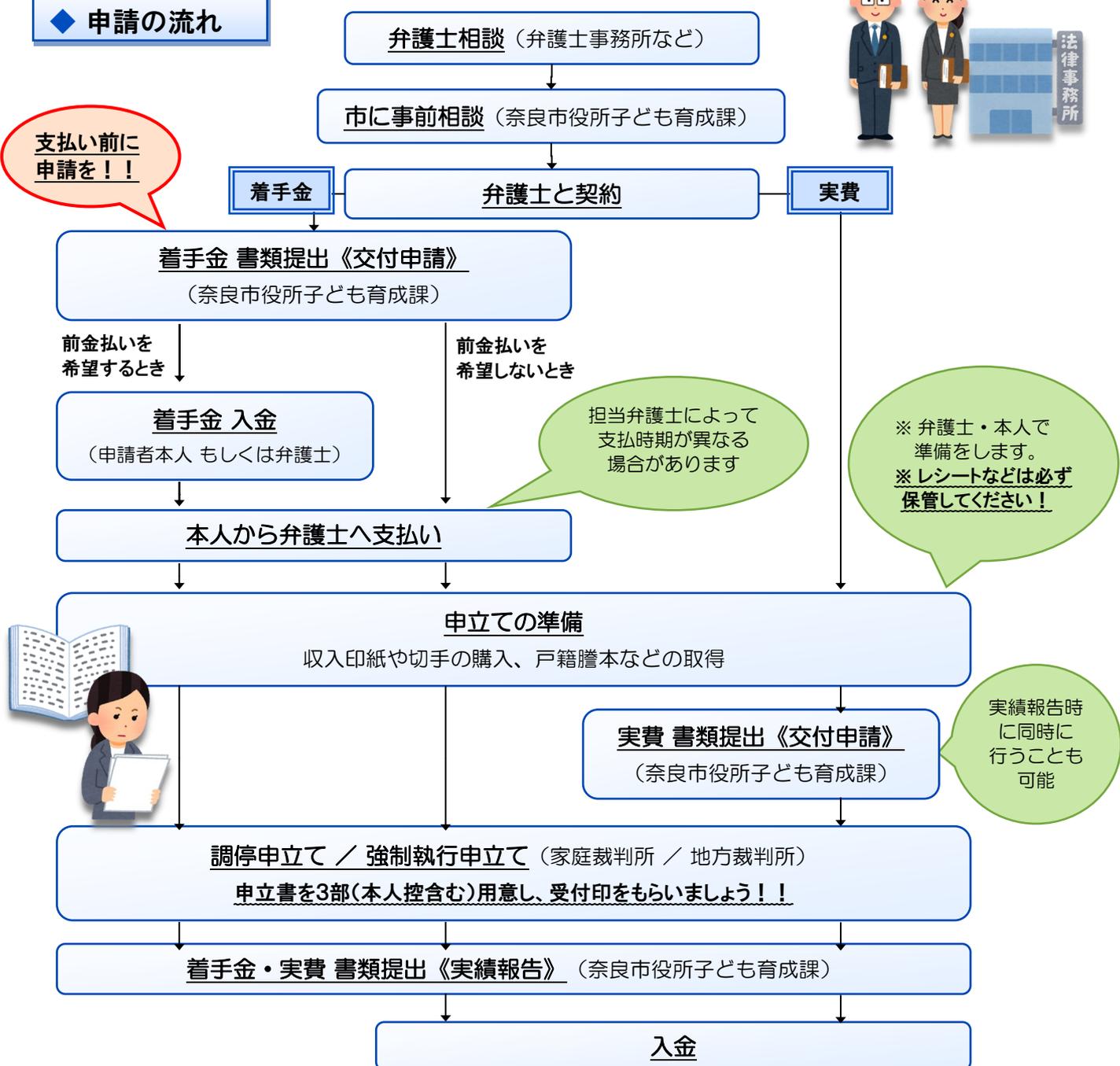
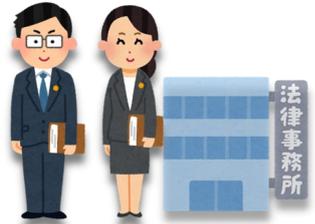
◆ 補助対象について

補助対象	着手金	実費
補助対象詳細	弁護士費用のうち <u>着手金</u>	実費負担金のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 申立てに係る <u>収入印紙代</u> 申立て時に裁判所に求められる <u>予納切手代</u> 申立てに必要な戸籍謄本などの <u>公的書類発行手数料</u> <small>※ 裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外</small>
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	<u>着手金支払い前</u>	裁判所で申立てした翌日から6ヶ月以内



※注意※ 支払い後の申請は対象外です！

◆ 申請の流れ



※裏面に続く

◆ 必要な書類

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

□ 世帯全員の住民票の写し

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 弁護士などと締結した契約書

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの

- ※ 現在の氏のもの

□ その他 記入必要書類

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・個人情報の取り扱いについての同意書
- ・重要事項説明についての同意書
- ・誓約書
- ・補助事業等実績報告書（第4号様式）
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）

【概算払い（前払い）を希望する場合のみ】

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

- ・委任状（第3号様式）
- ・弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書
 - ※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
- ・弁護士などの振込口座のわかるもの
 - ※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など）



+ 着手金るとき

□ 着手金の請求書

□ 領収書

□ 事案の処理に着手したことがわかる書面

- ※ 申立書（本人控）など



+ 実費るとき

□ 対象費用の請求書

□ 対象費用の領収書

□ 実費内訳報告書

□ 申立手続きしたことがわかる書類

- ※ 申立書（本人控）など